

防衛省訓令第124号

非提供飛行場の損失の補償に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

非提供飛行場の損失の補償に関する訓令

改正 平成20年 6月18日防衛省訓令第39号  
改正 平成25年 3月11日防衛省訓令第9号  
改正 令和 2年12月28日防衛省訓令第67号

(通則)

第1条 合衆国の航空機が非提供飛行場を使用した場合における当該非提供飛行場の管理者に対する損失補償については、この訓令に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 合衆国の航空機 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づ

く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（次条において「地位協定」という。）第5条第1項に規定する合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機をいう。

（2） 非提供飛行場 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港（同法第15条第1項に規定する国管理空港を除く。）をいう。

（3） 管理者 空港法第3条第3項に規定する空港管理者をいう。

（損失の補償）

第3条 地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）は、合衆国の航空機が非提供飛行場を使用した場合において、地位協定第5条第1項の規定に基づき、合衆国の航空機が着陸料を課されないことにより当該非提供飛行場の管理者が損失を被ったときは、その者の申請によりその損失を補償するものとする。

（損失補償の処理区分）

第4条 損失補償は、各四半期ごとの損失について補償額を算定し、当該損失に係る四半期終了後3月以内に処理するものとする。

(損失補償申請の手続)

第5条 地方防衛局長は、管理者から損失補償の請求があったときは、その者に別記第1号様式による非提供飛行場損失補償申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 前項の申請書には、別記第2号様式による飛行場使用報告書を添付させるものとする。

(補償調書の作成及び損失補償額の算定)

第6条 地方防衛局長は、前条第1項の規定により申請書を提出させたときは、その内容を調査の上、別記第3号様式による非提供飛行場損失補償調書（第9条第2項において「補償調書」という。）を作成し、損失補償額を算定するものとする。

2 前項の損失補償額は、空港法第13条第1項に定める着陸料等により算定される額とする。

(損失補償額の決定)

第7条 地方防衛局長は、前条の規定により損失補償額を算定したときは、損失補償額を決定するものとする。

(損失補償契約)

第8条 地方防衛局長は、前条の規定により損失補償額を決定したときは、速やかに、別記第4号様式による非提供飛行場損失補償契約書を作成し、その管理者と損失補償契約を締結するものとする。

(異議がある場合の処置)

第9条 地方防衛局長は、管理者が損失補償額に異議があつて前条の損失補償契約が締結できないときは、その管理者に別記第5号様式による非提供飛行場損失補償額再審査要求書（次項において「再審査要求書」という。）を提出させるものとする。

2 地方防衛局長は、前項の規定により再審査要求書を提出させたときは、改めて書類審査又は実地調査をし、損失補償額に修正の必要を認めるときは、再審査要求書、申請書、補償調書等の関係書類の写しに地方防衛

局長の意見を付して防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の規定による関係書類の写しの送付を受けたときは、その内容を審査し、損失補償額を決定し、地方防衛局長に通知するものとする。

4 地方防衛局長は、前項の規定による通知を受けたときは、再審査の要求をした者にその結果を通知した後、前条の規定に準じて処理しなければならない。

(協議)

第10条 地方防衛局長は、特殊異例にわたるものの処理については、防衛大臣に協議しなければならない。

(委任規定)

第11条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年6月18日から施行する。た

だし、第6条第2項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、平成25年3月11日から施行し、改正後の非提供飛行場の損失の補償に関する訓令の規定は、平成24年10月1日以降の合衆国の航空機による使用に伴う損失について適用する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）・（2）（略）

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式に

よるものとみなす。

- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



Form ( 2 ) 別記第 2 号様式 ( 第 5 条関係 )

Report on Use of Airport  
( 飛行場使用報告書 )

Name of Airport :  
( 飛行場名 )

Installations Used :  
( 使用施設 )

Purpose of Use :  
( 使用目的 )

Period of Use :  
( 使用期間 )

Type of Aircraft :  
( 航空機種 )

Weight of Aircraft :  
( 航空機の重量 )

User's Name Grade and Unit Organization :  
( 使用者の氏名・階級・所属部隊 )

User's Signature :  
( 使用者署名 )

Date :  
( 年月日 )



別記第4号様式（第8条関係）

非提供飛行場損失補償契約書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第5条第1項に規定する合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機が非提供飛行場を使用したことに伴い生じた料金の損失につき、  
を甲とし、国を乙として、甲乙間において次の条項により非提供飛行場損失補償契約を締結する。

第1条 損失補償の対象である飛行場は、次のとおりとする。

- (1) 飛行場名：
- (2) 飛行場所在地：
- (3) 管理者住所氏名：

第2条 この契約による損失補償金は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの飛行場の損失の補償とする。

第3条 乙は、甲に料金の損失を補償するために次の金額を支払う。

金額

第4条 甲は、第1条の飛行場に係る第2条に定める期間に係る料金の損失については、第3条に定めた損失補償金以外は、将来において一切補償を請求しない。

第5条 この契約に関し、当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者） ⑩

乙 国  
支出負担行為担当官  
官 職  
氏 名 ⑩

別記第5号様式（第9条関係）

非提供飛行場損失補償額再審査要求書

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

再審査要求者  
住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者）

令和 年 月 日付け第 号をもって貴局から通知を受けた非提供飛行場に関する損失補償額は、少額に失すると思われるので再審査を要求する。

記

- 1 飛行場名
- 2 飛行場所在地
- 3 通知された補償額
- 4 再審査をする理由
- 5 その他参考となる事項